

# 都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

## 著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

## 論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館  
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号  
電話: 0554-43-4341(代)  
FAX: 0554-43-9844  
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

# 紀要刊行の思い出

都留文科大学教授 植村 憲治

私が紀要編集に携わっていたのは平成五年から七年までの二年間であった。号数では39集から42集までである。一定数の論文を集めて年二回の刊行を、遅れることなくこなして行けば責任が果たせると単純に考えていた。編集作業に入る前に、刊行済みの何集かを参照して感じたことは、雑誌としての体裁が確立していない一面があるということであった。仕様が統一されていないのである。

一番気になったのは表紙に記載された英文の目次である。号によって英文目次での著者名の記述法が変化していて一貫性がない。名姓の順で表した号や、姓名の順だが姓と名の間にコンマを入れた号、姓と名をすべて大文字で表した号などいくつかがあった。

何らかの形で統一を図りたいと思って委員会で話し合ったが、特派員経験が長く国際通である比較文化学科小倉先生の主張を取り入れることになった。

日本を含む東洋では姓名の順に記すのが習慣である。日本の紀要であるからローマ字であっても姓名と書くべきである。姓と名の間にコンマを入れるのは、本来名姓の順で表すものを都合上ひっくり返して表すという意味だからそれは用いない。外国人にも正しく理解してもらうために姓は全文字を大文字で表し、名は最初の一文字を大文字で、他は小文字で表す。

表紙での記法は雑誌としての統一が必要であるからこのように定めたが、論文は著者の作品であるという観点から論文本文や抜き刷りにおける氏名の記法は著者自身が望む記法を用いることとした。

この表記法は現在も踏襲されており、国内雑誌でのローマ字氏名の一つの記法であろうと考えている。これが委員会での一番の思い出である。

二番目の思い出は査読制度を部分的ではあるが導入したことである。これは英文学科の吉田先生の提案によるものであった。論文のタイトルを参考にして原稿をチェックし、どの先生に査読をお願いするかを決定したが、自分の専門ではないと査読を断られたことや、掲載に疑義が生じた論文について査読者を複数にしたことがあった。思いの外、手間の掛かる仕事になっていた。査読制度は現在も続いていると聞いている。査読を要請される先生もいらっしやると

と思いますが、紀要の質を高度に保つため是非ご協力くださるよう、ここで私からもお願いします。

三番目の思い出は情報センターの事務吏員からの投稿があったときの対処である。教員以外の投稿はそれまでなく、取り扱いを委員会で決めることとなった。本学関係者の学術論文であれば教員、事務職員関係なく誰の投稿でも受け付けるべきだと全員一致で決まったのは、各委員の見識を考えて予想はされていたがうれしかった。その論文は抜き刷りが足りなくなり、増刷されたということである。そして投稿者は、その論文と続いて本学紀要に掲載された論文が評価されて、現在は本学情報センターの教員である。

現在では名誉教授の論文も掲載されており、本学紀要は多くの研究成果の発表の場となっている。

大学の危機が叫ばれて久しくなっている。大学が生き残るためにはその本来の使命を果たしていくことが一番大切であろう。そのためにも、大学紀要を発展させていくことは重要なことである。今後も紀要編集への支援をできるだけしていきたいと思う。